

令和元年 第11回 福岡市選挙管理委員会

5月20日（月） 午前10時30分

議題

1 報告事項

- ① 選挙人名簿から抹消する者の数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙の結果について
- ④ 第19回統一地方選挙における管理執行上問題となった事項について
- ⑤ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部改正について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和元年6月5日（水） 午前10時30分
- ・令和元年6月20日（木） 午前10時30分
- ・令和元年7月3日（水） 午前10時30分



## 報告事項 1

### 選挙人名簿から抹消する者の数について

5月15日・5月20日区委員会議決分

区分	抹消者の合計	抹消者の内訳		
		市外転出後 4箇月経過者	死亡者	在外登録移転
東 区	599	397	202	0
博 多 区	753	630	122	1
中 央 区	430	338	92	0
南 区	523	354	169	0
城 南 区	170	102	68	0
早 良 区	377	248	129	0
西 区	373	245	127	1
福岡市計	3,225	2,314	909	2

参考（5月15日・5月20日区委員会における抹消後の選挙人名簿登録者数）

	前回 選挙人名簿登録者数	前回以降の 抹消者数	5月20日現在 選挙人名簿登録者数
福岡市計	1,259,183	3,225	1,255,958

## 報告事項 2

### 在外選挙人名簿登録者数について

5月15日・5月20日区委員会議決分

区分	前回登録者数	前回以降の新規登録者	前回以降の登録移転者数	前回以降の抹消者数	今回登録者数
東 区	132	0	0	0	132
博 多 区	103	0	1	2	102
中 央 区	143	1	0	3	141
南 区	129	0	0	0	129
城 南 区	71	0	0	0	71
早 良 区	118	0	0	0	118
西 区	70	0	1	0	71
福岡市計	766	1	2	5	764

## 報告事項 3

### 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙の結果について

#### 1 選挙期日等

(1) 選挙期日の告示日（立候補届出日）

令和元年 5 月 10 日（金）

(2) 選挙期日

令和元年 5 月 15 日（水）

#### 2 選挙人名簿登録者数

2,031人

#### 3 選挙すべき議員の数

13人（福岡市脇山財産区議会設置条例第 2 条）

#### 4 選挙結果

無投票

## **報告事項 4**

第19回統一地方選挙における管理執行上問題となった事項について

平成31年4月7日執行の第19回統一地方選挙において管理執行上問題となった事項を、別紙のとおり福岡県選挙管理委員会に提出した。

## 管理執行上問題となった事項

都道府県名	番 号
福岡県	40

選挙の種類	福岡県知事選挙 福岡市議会議員選挙		件 名	投票用紙の交付誤り		
関係法令条項	公職選挙法第43条、44条					
事件の概要	日 時	平成31年4月7日（日）				
	場 所	博多区那珂第三投票所、月隈投票所及び那珂南第一投票所				
	<p>・県内転出者は、福岡市議会議員選挙の投票ができないにも関わらず、受付時にシステムの画面上に不可と表示されていることに気付かず、市議会議員選挙の投票用紙を交付し投票してしまった。（那珂第三投票所及び月隈投票所）</p> <p>・県外転出者は、県知事選挙の投票ができないにも関わらず、受付時にシステムの画面上に不可と表示されていることに気付かず、県知事選挙の投票用紙を交付し投票してしまった。（那珂南第一投票所）</p>					
関係選挙管理委員会の善後措置	<p>(市区町村) 経緯及び原因を調査し、受付の際はシステムの画面を十分に確認のうえ受付を行う事及び、画面に何らかのメッセージが表示された際は、庶務係を呼ぶことの周知・徹底を各投票所へ行った。</p> <p>(都道府県)</p>					
当該事件に関する新聞等の報道(遡さを添付すること)	月 日 ( )	新 聞 名	朝・夕刊	月 日 ( )	新 聞 名	朝・夕刊
	4月8日（月） 〃 4月9日（火） 〃	読売 毎日 朝日 西日本	朝刊 朝刊 朝刊 朝刊			
争訟提起の状況	なし					
備 考						

- (注) 1 「件名」は、例えば「投票用紙の交付誤り」、「投票結果の報告ミス」等端的に記載してください。
- 2 「争訟提起の状況」については、選挙又は当選の効力に関する異議の申立の提起の状況及び他の訴訟等の提起の状況について記載してください。
- 3 できるだけ具体的、詳細に記載してください。

## 管理執行上問題となった事項

都道府県名	番 号
福岡県	40

選挙の種類	福岡県議会議員選挙		件 名	投票用紙の集計誤り		
関係法令条項	公職選挙法第6条第2項、第66条第2項					
事件の概要	日 時	平成31年4月8日（月） 午前1時頃				
	場 所	城南区開票所（城南体育館）				
	県議会議員選挙の開票において、1人の候補者の得票について、開票率94.38%時点で22,747票と発表したが、確定では20票少ない22,727票に修正し、開票結果を確定した。					
関係選挙管理委員会の善後措置	(市区町村) 計数機の数え間違いが原因とみられるため、事務従事者対し事務提要や手引きの周知徹底を行い、再発防止に努める。					
	(都道府県)					
当該事件に関する新聞等の報道(摭きを添付すること)	月 日 ( )	新 聞 名	朝・夕刊	月 日 ( )	新 聞 名	朝・夕刊
	4月9日(火) 〃	読売 朝日	朝刊 朝刊			
争訟提起の状況	なし					
備 考						

- (注) 1 「件名」は、例えば「投票用紙の交付誤り」、「投票結果の報告ミス」等端的に記載してください。  
 2 「争訟提起の状況」については、選挙又は当選の効力に関する異議の申立の提起の状況及び他の訴訟等の提起の状況について記載してください。  
 3 できるだけ具体的、詳細に記載してください。

## 管理執行上問題となった事項

都道府県名	番 号
福岡県	40

選挙の種類	福岡県知事選挙		件 名	投票用紙の交付誤り		
関係法令条項	公職選挙法第36条					
事件の概要	日 時	平成31年3月30日（土）				
	場 所	早良区役所入部出張所				
	3月27日（水）に福岡県知事選挙の期日前投票を済ませていた選挙人に対し、3月30日（土）に、システムによる投票済みメッセージを見逃し、福岡県知事選挙の投票用紙を誤って交付し投票させた。					
関係選挙管理委員会の善後措置	(市区町村) 今回の選挙では、すでに県知事選挙の投票を済ませた人も改めて期日前投票に来ることがあるため、従事職員に対して、県知事選挙の二重投票がないように、特に注意を要する旨、区の選挙管理委員会から各投票所へ改めて周知徹底を行った。また、システム上に、警告メッセージが出た場合は、そのまま受付を続行せず、必ず選管職員に引き継ぐように徹底した。 さらに、市の選挙管理委員会からも、各区の選挙管理委員会に対して、同様の注意喚起が行われた。					
	(都道府県)					
当該事件に関する新聞等の報道(輿論を誘導すること)	月 日 ( )	新 聞 名	朝・夕刊	月 日 ( )	新 聞 名	朝・夕刊
	4月8日（月） 〃 4月9日（火） 〃	読売 毎日 朝日 西日本	朝刊 朝刊 朝刊 朝刊			
争訟提起の状況	なし					
備 考						

- (注) 1 「件名」は、例えば「投票用紙の交付誤り」、「投票結果の報告ミス」等端的に記載してください。
- 2 「争訟提起の状況」については、選挙又は当選の効力に関する異議の申立の提起の状況及び他の訴訟等の提起の状況について記載してください。
- 3 できるだけ具体的、詳細に記載してください。

## 管理執行上問題となった事項

都道府県名	番 号
福岡県	40

選挙の種類	福岡県知事選挙 福岡市議会議員選挙		件 名	投票用紙の交付誤り		
関係法令条項	公職選挙法第43条、44条					
事件の概要	日 時	平成31年4月7日（日）				
	場 所	西区壱岐第一投票所				
<p>県外転出により選挙権がなくなった者1名に対し、システムによる投票権の有無の確認が完了しないまま県知事選挙の投票用紙を誤って交付し投票させた。</p>						
関係選挙管理委員会の善後措置	<p>(市区町村) 西区内各投票所の投票管理者に対し、転出等により選挙権がなくなった者に対し、誤って投票用紙を交付しないよう、システムにおける選挙の「可否」欄の表示の確認等、受付時の処理における対応を再度周知徹底した。</p> <p>(都道府県)</p>					
当該事件に関する新聞等の報道(撇きを添付すること)	月 日 ( )	新 聞 名	朝・夕刊	月 日 ( )	新 聞 名	朝・夕刊
	4月8日（月） 〃 4月9日（火） 〃	読売 毎日 朝日 西日本	朝刊 朝刊 朝刊 朝刊			
争訟提起の状況	なし					
備 考						

- (注) 1 「件名」は、例えば「投票用紙の交付誤り」、「投票結果の報告ミス」等端的に記載してください。  
 2 「争訟提起の状況」については、選挙又は当選の効力に関する異議の申立の提起の状況及び他の訴訟等の提起の状況について記載してください。  
 3 できるだけ具体的、詳細に記載してください。

## 報告事項5 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び 公職選挙法の一部改正について

総行選第3号  
総行管第1号  
令和元年5月15日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各 指 定 都 市 市 長  
各指定都市選挙管理委員会委員長

} 殿

総務大臣

### 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第198回国会において成立をみた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和元年法律第1号をもって、本日公布されました。

今回の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、悪天候により離島から投票箱を運べなかった事例などを踏まえた開票区の設置に係る規定の整備、投票所の円滑な設置及び運営のための投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和のほか、選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とすることを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）及び公職選挙法（以下「新公選法」という。）の運用に遺漏のないよう、また、新基準法により算定される選挙執行経費の基準額は、通常の場合において国が負担する限度額となるものであるため、各選挙管理委員会においては、事務

の合理化に努め、その範囲内の経費で選挙の管理執行を行うよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令等についても所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

## 記

### 第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

#### 一 選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

- 1 閉鎖時刻の繰上げ等を行った投票所に係る減算規定が設けられたこと。（新基準法第4条第3項及び第7項関係）
- 2 投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定が設けられたこと。（新基準法第4条第16項及び第17項、第4条の2第5項並びに第5条第17項及び第18項関係）

#### 二 投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動及び公務員給与の改定等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直され、これらの基準額が改定されたこと。（新基準法第4条から第9条まで、第13条から第15条まで及び第17条関係）

#### 三 公職選挙法の一部改正に伴う規定の整備

第二の三に伴い、事務費の基準額が改定されたこと。（新基準法第13条関係）

### 第二 公職選挙法の一部改正

#### 一 投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者及び投票立会人を、選挙権を有する者の中から選任するものとされたこと。（新公選法第37条第2項及び第6項並びに第38条第1項及び第2項関係）

#### 二 開票立会人の選任に係る規定の整備

- 1 公職の候補者等は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から開票立会人を届け出ができるものとされたこと。（新公選法第62条第1項関係）
- 2 都道府県の選挙管理委員会が公職選挙法第18条第2項の規定により市町村

の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から3人以上10人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならないものとされたこと。（新公選法第62条第8項関係）

### 三 選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出

選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することが可能とされたこと。（新公選法第168条第1項から第3項まで関係）

## 第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行するものとされたこと。ただし、第一の三及び第二については平成31年（令和元年）6月1日から施行するものとされたこと。（附則第一条関係）
- 二 新基準法の規定（新基準法第13条の3の規定及び新公選法に係る改正部分を除く。）は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国會議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用するものとされたこと。（附則第2条第1項関係）
- 三 新基準法第13条の3の規定は、公職選挙法第30条の3第1項に規定する申請の時の属する日が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用するものとされたこと。（附則第2条第2項関係）
- 四 新基準法（新公選法に係る改正部分に限る。）及び新公選法の規定は、一のただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用するものとされたこと。（附則第2条第3項関係）
- 五 その他所要の規定の整備がされたこと。

以上

# 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び 公職選挙法の一部を改正する法律の概要

## 1. 選挙執行経費基準法の一部改正

### (1) 基準額の改定及び選挙の執行状況を踏まえた規定の整備

参議院通常選挙のある年の定例改正として、最近の物価の変動等を踏まえ、投票所経費等の基準額の改定を行うとともに、投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定等を設ける。

### (2) 2の公職選挙法の一部改正に伴う規定の整備

選挙公報の掲載文の申請方法を見直す公職選挙法の一部改正（下記2(3)）に伴い、事務費の基準額を改定する。

※ 参議院選挙制度の改正（特定枠制度の導入、政見放送への持込みビデオ方式の導入等）に伴う選挙の執行経費については、予算措置により対応。

## 2. 公職選挙法の一部改正

「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告等を踏まえ、有権者の投票環境の向上等を図るため、最近の選挙の実状に対応した制度改革を行う。

### (1) 天災等の場合における安全・迅速な開票に向けた規定の整備

悪天候により離島から投票箱を運べなかった事例を踏まえ、安全・迅速な開票の観点から、開票日に近接して現地で開票所を設ける場合の規定を整備する。

### (2) 投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和

投票所の円滑な設置・運営を図るため、投票管理者及び投票立会人の選任要件を緩和する。

### (3) 選挙公報の掲載文の電子データによる提出

選挙公報の掲載文を電子データで提出できるようにし、事務の合理化と各世帯配布の早期化を図る。

## 3. 施行期日

公布の日。ただし、2に係る改正は平成31年（令和元年）6月1日。

	改 正 後	改 正 前
	第六章 投票	第六章 投票
2	（投票管理者）  第二十七条（略） 投票管理者は、 <u>選挙権を有する者の中から市町村の選舉管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。</u>	（投票管理者）  第二十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選舉管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
3	（略）  投票管理者は、 <u>選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。</u>	投票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。  市町村の選舉管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。
6		
7	（略）  投票管理者は、 <u>選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。</u>	

	（投票立会人）	（投票立会人）
	第三十八条 市町村の選舉管理委員会は、各選挙ごとに、 <u>選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、一人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。</u>	第三十八条 市町村の選舉管理委員会は、各選挙ごとに、 <u>各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、一人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。</u>
2	投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても一人に達しないときは又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、選挙権を有する者の中から一人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。	投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても一人に達しないときは又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に登録された者の中から一人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。
3	（略）  投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても一人に達しないときは又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、選挙権を有する者の中から一人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。	当該選挙の公職の候補者は、これを投票立会人に選任することができない。
5		
	（共通投票所）	（共通投票所）
	第四十一条の二（略）	第四十一条の二 市町村の選舉管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合（当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る。）には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内（衆議院小選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において当該市町村が二以上の選挙区に分かれているとき、又は第十五条第六項の規定による選挙区があるときは、当該市町村の区域

2  
4 (略)

5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第二項	(削る)	(削る)	(削る)
投票所	(削る)	(削る)	(削る)

内における当該選挙区の区域内)のいずれの投票区に属する選挙人も投票することができる共通投票所を設けることができる。

2 市町村の選舉管理委員会は、前項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所において投票をした選挙人が共通投票所において投票をすること及び共通投票所において投票をした選挙人が投票所又は他の共通投票所において投票をするのを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 天災その他避けることのできない事故により、共通投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選舉管理委員会は、当該共通投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選舉管理委員会は、前項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十七条第二項及び第六項	第三十八条第一項	選挙権	選挙権(共通投票所の投票管理者にあつては選挙権)
第三十八条第二項	登録された者	登録された者(共通投票所にあつては選挙権を有する者)	登録された者(共通投票所にあつては選挙権を有する者)

6  
8 (略)

(期日前投票)

第四十八条の二 (略)

6 前二条及び第五十八条から第六十条までの規定は、共通投票所について準用する。この場合において、第四十条第一項ただし書中「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り」とあるのは「必要があると認めるときは」と、「若しくは」とあるのは「若しくは当該時刻を」と、「時刻を四時間以内の範囲内において」とあるのは「時刻を」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により共通投票所を設ける場合において、第五十六条又は第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

8 前各項に定めるものほか、共通投票所に關し必要な事項は、政令で定める。

(期日前投票)

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にか

2  
4 (略)

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七

かわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。  
一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。  
二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在すること。  
三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産婦にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。  
四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在すること。  
五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。  
六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。  
2 市町村の選舉管理委員会は、一以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした選挙人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。  
3 い。天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選舉管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。  
4 市町村の選舉管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選舉管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。  
5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七

条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

6 8 (略)	第三十八条第一項	第三十八条第二項	第三十八条第一項	第三十八条第二項
	投票所	前二日まで	一人以上五人以下	投票所

条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

6	第三十七条第一項及び第六項	第三十八条第一項	第三十八条第二項	第三十九条第一項
	当該選挙の選挙権	各投票区における選挙権有する者	投票所	その投票区における選挙権有する者

(表略)

<p>第七章 開票</p> <p>(開票管理者)</p> <p>第六十一条 (略) 2 6 (略)</p>	<p>市町村の選舉管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選舉人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第一項の場合において、投票録の作成の方法その他必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第七章 開票</p> <p>(開票管理者)</p> <p>第六十一条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。</p> <p>2 開票管理者は、当該選挙の選舉権を有する者の中から市町村の選舉管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。</p> <p>3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選舉管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。</p> <p>4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選舉管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。</p> <p>5 開票管理者は、開票に関する事務を担任する。</p> <p>6 開票管理者は、当該選挙の選舉権を有しなくなつたときは、その職を失う。</p>
<p>(開票立会人)</p> <p>第六十二条 公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の開票立会人に、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選舉人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選舉管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはできない。</p> <p>2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人として、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選舉管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。</p> <p>一 公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第九十九条第二項又は第一百二条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）当該公職の候補者</p>	<p>(開票立会人)</p> <p>第六十二条 公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の各開票区における選舉人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選舉管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはできない。</p> <p>2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人として、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選舉管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。</p> <p>一 公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第九十九条第二項又は第一百二条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）当該公職の候補者</p>

	二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第一百三十二条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）	二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第一百三十二条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）
3 3 7 （略）	当該候補者届出政党	当該候補者届出政党
二 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき	二 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき	
当該衆議院名簿届出政党等	当該衆議院名簿届出政党等	
四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の二第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき	四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の二第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき	
当該参議院名簿届出政党等	当該参議院名簿届出政党等	
5	3 は、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。	
6	4 は、第一項の規定により届出があつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選舉管理委員会がくじで定めた者一人以外の者は、その職を失う。	
7	5 5 は、第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選舉管理委員会がくじで定めた者一人以外の者は、その職を失う。	
	6 6 は、第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行なうべき場所及び日時は、市町村の選舉管理委員会において、予め告示しなければならない。	
	7 7 は、第二項各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る開票立会人は、その職を失う。	

8	都道府県の選舉管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選舉の期日前一日から選舉の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選舉管理委員会において、当該開票区を選舉の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選舉人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならぬ。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任することができない。	出に係る開票立会人は、その職を失う。 （新設）
9	第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選舉の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選舉管理委員会において、開票立会人が選舉の期日以後に三人に達しなくなつたときは開票立会人で參會する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選舉人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならぬ。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選舉管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選舉管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選	第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は選舉の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選舉管理委員会において、開票立会人が選舉の期日以後に三人に達しなくなつたときは開票立会人で參會する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区における選舉人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならぬ。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選舉管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選舉管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選

<p>11 10   任することができない。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(開票所の設置)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <p>(開票の場所及び日時の告示)</p> <p>第六十四条 (略)</p> <p>第八章 選挙会及び選挙分会</p> <p>(選挙長及び選挙分会長)</p> <p>第七十五条 (略)</p>	<p>10 9   任することができない。</p> <p>当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることができない。</p> <p>い。</p> <p>(開票所の設置)</p> <p>第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。</p> <p>(開票の場所及び日時の告示)</p> <p>第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。</p> <p>第八章 選挙会及び選挙分会</p> <p>(選挙長及び選挙分会長)</p> <p>第七十五条 各選挙ごとに、選挙長を置く。</p> <p>2 衆議院（比例代表選出）議員若しくは参議院（比例代表選出）議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙においては、前項の選挙長を置けば、都道府県ごとに、選挙分会長を置く。</p> <p>3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の選任した者をもつて、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。</p> <p>4 選挙長は、選挙会に関する事務を、選挙分会長は、選挙分会に関する事務を、担任する。</p> <p>5 選挙長及び選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。</p> <p>(選挙立会人)</p> <p>第七十六条 第六十二条（第八項を除く。）の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者（第七十九条第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあつては、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者。第九項において同じ。）」と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで（第七十九条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで）」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。）」と、同項ただし書中「同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び」とあるのは「同一人を」と「同条第一項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第二項中「開票区」とあるのは「選挙会（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。）」と、同条第一項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第二項中「開票区」とあるのは「選挙会（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。）」と、同条第一項中</p>
--	---

については、選挙会又は選挙分会。第九項において同じ。)」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第九項本文中「達しないとき又は」であるのは「達しないとき」<sup>2</sup>と、「選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは「選挙会の期日までに三人に達しなくなつたとき」<sup>3</sup>とあるのは「選挙会」<sup>4</sup>と、「開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と、「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、同項ただし書中「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

## 第十二章 選挙運動

### (選挙公報の発行)

第一百六十七条 (略)

2  
5 (略)

については、選挙会又は選挙分会。第八項において同じ。)」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第八項中「又は」<sup>5</sup>選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは「選挙会の期日までに三人に達しなくなつたとき」<sup>6</sup>とあるのは「選挙会」<sup>7</sup>と、「開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と、「その開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

## 第十二章 選挙運動

### (選挙公報の発行)

第一百六十七条 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)ごとに、一回発行しなければならない。<sup>8</sup>この場合において、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙については、公職の候補者の写真を掲載しなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載

者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、参議院(比例代表選出)議員の選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真。<sup>9</sup>第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名、経歴及び当選人となるべき順位。次条第三項及び第一百六十九条第六項において同じ。)等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)ごとに、一回発行しなければならない。

3 選挙公報は、選挙区ごとに(選挙区がないときは選挙の行われる区域を通じて)、発行しなければならない。

4 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。

5 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

### (掲載文の申請)

第一百六十八条 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文(衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、その掲載文及び写真。<sup>10</sup>次条第一項において同じ。)を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から一日間(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日)に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)に、文書で申請しなければならない。

第百六十八条 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文(衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、併せて写真を添付するものとする。)を提出し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から一日間(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日)に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)に、文書で申請しなければならない。

### (掲載文の申請)

第一百六十八条 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文(衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、その掲載文及び写真。<sup>10</sup>次条第一項において同じ。)を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から一日間(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日)に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)に、文書で申請しなければならない。

2	衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選舉管理会に、文書で申請しなければならない。	2	衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選舉管理会に、文書で申請しなければならない。
3	参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から一日間に、中央選舉管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者以外の参議院名簿登載者については、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、又は記録し、並びに写真を貼り付け、又は記録し、同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、他の参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、各参議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載し、又は記録すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。	3	参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から一日間に、中央選舉管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者以外の参議院名簿登載者については、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、並びに写真を貼り付け、同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、他の参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、各参議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。
4	（略）	4	前三項の掲載文については、第一百五十条の二の規定を準用する。

#### （選舉公報の発行手続）

第一百六十九条 参議院合同選挙区選挙について前条第一項の申請があつた

#### （選舉公報の発行手續）

第一百六十九条 参議院合同選挙区選挙について前条第一項の申請があつた

2	ときは、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、その掲載文の写し一通をその選挙の期日前十日までに、合同選挙区都道府県の選舉管理委員会に送付しなければならない。	2	ときは、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、その掲載文の写し一通をその選挙の期日前十日までに、合同選挙区都道府県の選舉管理委員会に送付しなければならない。
2	衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について前条第二項又は第三項の申請があつたときは、中央選舉管理会は、その掲載文の写し一通を衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前九日までに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選舉管理委員会に送付しなければならない。	2	衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について前条第二項又は第三項の申請があつたときは、中央選舉管理会は、その掲載文の写し一通を衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前九日までに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選舉管理委員会に送付しなければならない。
3	（略）	3	都道府県の選舉管理委員会は、前条第一項の申請又は前二項の掲載文の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選舉公報に掲載しなければならない。この場合において、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該選挙区における当該参議院名簿届出政党等の参議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載するものとする。
4		4	参議院議員の選挙においては、小選挙区選出議員の選挙に係る選舉公報と比例代表選出議員の選挙に係る選舉公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。
5		5	参議院議員の選挙においては、比例代表選出議員の選挙に係る選舉公報と選挙区選出議員の選挙に係る選舉公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。
6		6	参議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは都道府県知事の選挙について一の用紙に一人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合、参議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、

(選舉公報の配布)  
第一百七十条 (略)

2 (略)

改員、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合又は参議院(比例代表選出)議員の選舉についての用紙に「以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、改員、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで定める。」

7 前条第一項の申請をした公職の候補者若しくはその代理人又は同条第二項若しくは第三項の申請をした衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の代表者若しくはその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選舉公報の配布)

第一百七十条 選舉公報は、都道府県の選舉管理委員会の定めるところにより、市町村の選舉管理委員会が、当該選舉に用すべき選舉人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選舉の期日前一日までに、配布するものとする。ただし、第百十九条第一項又は第二項の規定により同時に選舉を行う場合においては、第百七十二条の一の規定による条例の定める期日までに、配布するものとする。

2 市町村の選舉管理委員会は、前項の各世帯に選舉公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、都道府県の選舉管理委員会に届け出て、選舉公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合には、当該市町村の選舉管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選舉公報を備え置く等当該方法による選舉公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選舉人が選舉公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選舉公報の発行を中止する場合)  
第一百七十二条 (略)

(選舉公報に関するその他必要な事項)  
第一百七十二条 (略)

(任意制選舉公報の発行)  
第一百七十二条の一 (略)

(選舉公報の発行を中止する場合)

第一百七十二条 第百条第一項から第四項までの規定に該当し投票を行つこと必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選舉公報発行の手続は、中止する。

(選舉公報に関するその他必要な事項)

第一百七十二条 第百六十七条规定するものほか、選舉公報の発行の手續に關し必要な事項は、当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選舉については中央選舉管理会、参議院合同選舉区選舉については当該選舉に関する事務を管理する参議院合同選舉区選舉管理委員会)が定める。

(任意制選舉公報の発行)

第一百七十二条の一 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選舉(選舉の一部無効による再選舉を除く。)においては、当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会は、第百六十七条规定に準じて、条例で定めるところにより、選舉公報を発行することができる。